

# 文教委員会資料

請願第 1 号 義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

- 資料 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、県費負担教職員の給与負担等の移譲について
- 資料 2 学級編制の弾力的運用による 35 人以下学級の実施状況表(令和元年 5 月 1 日現在)
- 資料 3 小学校及び中学校における学級編制の比較等
- 資料 4 平成 30 年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況(文部科学省資料)
- 資料 5 平成 30 年度少人数学級(研究指定校)の取組概要
- 資料 6 平成 30 年度少人数指導等(指導方法工夫改善)の取組概要
- 資料 7 令和 2 年度国の予算編成に対する要請書(川崎市)
- 資料 8 要望書(指定都市教育委員会協議会)
- 資料 9 平成 31 年度国の施策及び予算に関する提案(指定都市)

令和元年 6 月 21 日

教育委員会事務局

## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

### 2. 概要

#### (1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人

小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

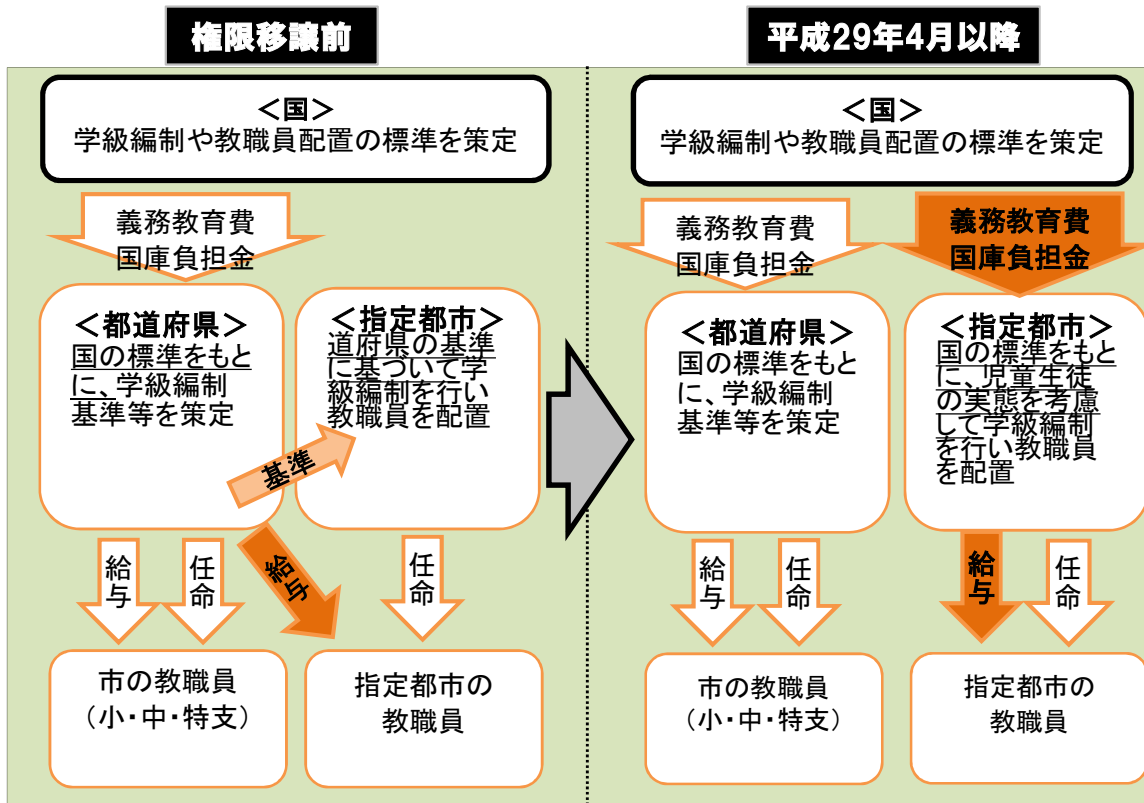
(参考)

| 第1次     | 第2次     | 第3次     | 第4次     | 第5次    | 第6次    | 第7次     |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
| 34~38年度 | 39~43年度 | 44~48年度 | 49~53年度 | 55~3年度 | 5~12年度 | 13~17年度 |
| 50人     | 45人     | →       |         | 40人    | →      |         |

## 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第4次一括法」の施行により、平成29年4月から、市立小中学校や特別支援学校の県費負担教職員の給与等の負担や定数の決定権限等の包括的な権限が道府県から指定都市に移譲されるとともに、個人住民税所得割の2%が指定都市に税源移譲された。

### ● 権限移譲イメージ



学級編制の弾力的運用による35人以下学級の実施状況表(令和元年5月1日現在)

## ア 学校種別弾力的運用実施校数

|      | 小学校<br>実施校数 |     | 中学校<br>実施校数 |     | 合計<br>実施校数 |     |
|------|-------------|-----|-------------|-----|------------|-----|
|      | 研究指定        | 弾力化 | 研究指定        | 弾力化 | 研究指定       | 弾力化 |
| 16年度 | 11          | 2   |             | 1   | 11         | 3   |
| 17年度 | 15          | 3   |             | 2   | 15         | 5   |
| 18年度 | 32          | 5   |             | 2   | 32         | 7   |
| 19年度 | 39          | 6   | 6           | 3   | 45         | 9   |
| 20年度 | 65          |     | 10          |     | 75         |     |
| 21年度 | 66          | 6   | 12          |     | 78         | 6   |
| 22年度 | 64          | 4   | 18          |     | 82         | 4   |
| 23年度 | 63          | 6   | 16          |     | 79         | 6   |
| 24年度 | 73          | 1   | 10          |     | 83         | 1   |
| 25年度 | 70          | 3   | 6           | 1   | 76         | 4   |
| 26年度 | 80          | 2   | 8           |     | 88         | 2   |
| 27年度 | 77          | 1   | 7           | 2   | 84         | 3   |
| 28年度 | 81          | 1   | 6           | 1   | 87         | 2   |
| 29年度 | 86          | 3   | 7           | 2   | 93         | 5   |
| 30年度 | 72          | 3   | 9           | 2   | 81         | 5   |
| R1年度 | 73          | 1   | 6           | 0   | 79         | 1   |

## イ 小学校学年別内訳(実施件数)

|      | 1年生  |     | 2年生  |     | 3年生  |     | 4年生  |     | 5年生  |     | 6年生  |     | 合計   |     |
|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
|      | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 |
| 16年度 | 11   | 1   |      | 1   |      |     |      |     |      |     |      |     | 11   | 2   |
| 17年度 | 13   | 1   | 4    |     |      |     |      |     |      | 1   |      | 1   | 17   | 3   |
| 18年度 | 23   | 1   | 13   | 1   |      | 2   |      |     |      | 1   |      |     | 36   | 5   |
| 19年度 | 31   | 1   | 12   |     |      | 4   |      |     |      |     |      | 1   | 43   | 6   |
| 20年度 | 42   |     | 15   |     | 6    |     | 4    |     | 3    |     | 5    |     | 75   |     |
| 21年度 | 42   | 1   | 14   |     | 4    |     | 3    |     | 8    | 1   | 8    | 4   | 79   | 6   |
| 22年度 | 37   | 1   | 11   |     | 6    | 1   | 5    |     | 6    |     | 11   | 2   | 76   | 4   |
| 23年度 |      |     | 41   | 1   | 3    | 1   | 9    |     | 10   | 2   | 7    | 2   | 70   | 6   |
| 24年度 |      |     | 42   |     | 17   | 1   | 6    |     | 13   |     | 17   |     | 95   | 1   |
| 25年度 |      |     | 38   |     | 23   | 1   | 7    |     | 10   |     | 17   | 2   | 95   | 3   |
| 26年度 |      |     | 49   |     | 20   |     | 16   | 1   | 13   |     | 11   | 1   | 109  | 2   |
| 27年度 |      |     | 38   |     | 14   |     | 14   | 1   | 17   |     | 21   |     | 104  | 1   |
| 28年度 |      |     | 42   |     | 17   |     | 13   |     | 12   |     | 17   | 1   | 101  | 1   |
| 29年度 |      |     | 49   |     | 12   |     | 11   | 1   | 13   | 1   | 14   | 2   | 99   | 4   |
| 30年度 |      |     | 38   |     | 11   |     | 12   |     | 15   | 2   | 16   | 1   | 92   | 3   |
| R1年度 |      |     | 41   |     | 8    |     | 14   |     | 12   |     | 16   | 1   | 91   | 1   |

## ウ 中学校学年別内訳(実施件数)

|      | 1年生  |     | 2年生  |     | 3年生  |     | 合計   |     |
|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
|      | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 | 研究指定 | 弾力化 |
| 16年度 |      |     |      |     |      | 1   |      | 1   |
| 17年度 |      |     |      |     |      | 2   |      | 2   |
| 18年度 |      | 1   |      | 1   |      |     |      | 2   |
| 19年度 | 6    |     |      | 1   |      | 2   | 6    | 3   |
| 20年度 | 4    |     | 5    |     | 3    |     | 12   |     |
| 21年度 | 3    |     | 6    |     | 3    |     | 12   |     |
| 22年度 | 5    |     | 6    |     | 7    |     | 18   |     |
| 23年度 | 2    |     | 7    |     | 8    |     | 17   |     |
| 24年度 | 3    |     | 4    |     | 7    |     | 14   |     |
| 25年度 | 4    |     | 2    |     | 2    | 1   | 8    | 1   |
| 26年度 | 3    |     | 4    |     | 3    |     | 10   |     |
| 27年度 |      | 2   | 5    |     | 3    |     | 8    | 2   |
| 28年度 | 1    | 1   |      |     | 5    |     | 6    | 1   |
| 29年度 | 2    | 1   | 2    | 1   | 3    |     | 7    | 2   |
| 30年度 | 4    | 1   | 2    |     | 3    | 1   | 9    | 2   |
| R1年度 |      |     | 3    |     | 3    |     | 6    | 0   |

## 小学校及び中学校における学級編制の比較等

## 1 学級編制

30人以下学級を実施した場合の学級増及び学級増に伴う学級担任に必要な人件費

|     |     | 標準学級数 | 30人編制 | 学級増 | 費用(千円)<br>人数×単価 |
|-----|-----|-------|-------|-----|-----------------|
| 小学校 | 1年生 | 407   | 460   | 53  | 314,290         |
|     | 2年生 | 362   | 456   | 94  | 557,420         |
|     | 3年生 | 364   | 459   | 95  | 563,350         |
|     | 4年生 | 354   | 450   | 96  | 569,280         |
|     | 5年生 | 355   | 455   | 100 | 593,000         |
|     | 6年生 | 365   | 457   | 92  | 545,560         |
| 中学校 | 1年生 | 266   | 350   | 84  | 498,120         |
|     | 2年生 | 258   | 337   | 79  | 468,470         |
|     | 3年生 | 267   | 342   | 75  | 444,750         |
| 計   |     | 2,998 | 3,766 | 768 | 4,554,240       |

※ 学級担任に必要な人件費の積算であり、級外教諭の増加分は含めていない。

※ 教諭一人当たりの人件費

義務教育諸学校教育職給料表 2 級の給与（給料月額＋教職調整額＋地域手当）の支給総額÷対象者数（正規＋臨任）×16.45 月

$(1,410,736,000 \text{ 円} + 56,429,440 \text{ 円} + 237,774,247 \text{ 円}) \div 4,730 \text{ 人} \times 16.45 \text{ 月} \approx 5,930 \text{ 千円}$

※ 上記人件費には、その他の手当（住居手当、扶養手当、通勤手当等）、社会保険料の事業主負担分等は含めていない。

## 2 教室の整備

学級増に伴い不足する教室数と増築に必要な工事費

|     | 不足する教室数 | 費用(千円)     |
|-----|---------|------------|
| 小学校 | 99      | 10,638,540 |
| 中学校 | 47      | 5,050,620  |
| 計   | 146     | 15,689,160 |

※ 1 教室あたりの工事費

過去 5 年間で普通教室のみを増築工事した学校（3 校）の実績から算出

$(\text{末長小} @ 107,236 \text{ 千円} + \text{西梶ヶ谷小} @ 115,623 \text{ 千円} + \text{塚越中} @ 99,521 \text{ 千円}) \div 3 \text{ 校} = 107,460 \text{ 千円}$

※ 上記工事費には、設計費、工事監理費等は含めていない。

## 平成30年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種 | 学年   | 選択制 | 概要   |
|------|----|------|-----|--|
| 北海道  | 中  | 1年   |     | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)                                     |
| 青森県  | 小  | 1~4年 |     | 学年2学級以上の学校で33人以下学級   |
|      | 中  | 1年   |     |  |
| 岩手県  | 小  | 3~5年 | ○   | 35人以下学級(市町村教委からの要望)  |
|      | 中  | 全学年  |     | 35人以下学級  |
| 宮城県  | 中  | 1年   |     | 35人以下学級  |
| 秋田県  | 小  | 1~6年 |     | 学年2学級以上の学校で30人程度学級   |
|      | 中  | 1~3年 |     | 学年2学級以上の学校で30人程度学級   |
| 山形県  | 小  | 1年   |     | 学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)   |
|      |    | 2年   |     | 学年2学級以上の学校で33人学級(市町村教委からの要望)   |
|      |    | 3~6年 |     | 学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)   |
|      | 中  | 全学年  |     |  |
| 福島県  | 小  | 1・2年 | ○   | 30人以下学級(30人での学級編制を可能とする定数を措置。30人以上であっても(小1は35人以下、小2は40人以下)、市町村の判断により少人数指導を選択することも可能) |
|      |    | 3~6年 | ○   | 30人程度学級(33人での学級編制を可能とする定数を措置。市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)                               |
|      | 中  | 1年   | ○   | 30人以下学級(30人での学級編制を可能とする定数を措置。30人以上であっても(40人以下の範囲で)、市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)         |
|      |    | 2・3年 | ○   | 30人程度学級(33人での学級編制を可能とする定数を措置。市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)                               |
| 茨城県  | 小  | 3~6年 |     | 児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級  |
|      | 中  | 1~3年 |     |  |
| 栃木県  | 小  | 3・4年 |     | 35人以下学級  |
|      | 中  | 全学年  |     |  |
| 群馬県  | 小  | 1・2年 |     | 30人以下学級  |
|      |    | 3・4年 |     | 35人以下学級  |
|      | 中  | 1年   |     | 35人以下学級  |
| 埼玉県  | 中  | 1年   | ○   | 生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)  |
| 千葉県  | 小  | 3年   | ○   | 35人以下学級(市町村教委からの要望)  |
|      |    | 4~6年 | ○   | 38人以下学級(市町村教委からの要望)  |
|      | 中  | 1年   | ○   | 35人以下学級(市町村教委からの要望)  |
|      |    | 2・3年 | ○   | 38人以下学級(市町村教委からの要望)  |
| 東京都  | 中  | 1年   | ○   | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択                               |
| 神奈川県 | 小  | 3~6年 | ○   | 研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)  |
|      | 中  | 全学年  |     |  |
| 新潟県  | 小  | 1・2年 |     | 32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む)   |
|      |    | 3~6年 |     | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)  |
|      | 中  | 全学年  |     | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)  |
| 富山県  | 小  | 3・4年 | ○   | 学校の実情に応じて、35人以下学級または少人数指導を選択   |
|      | 中  | 1年   | ○   | 35人以下学級又は少人数指導を、市町村教委が校長の意見を聞き選択   |
| 石川県  | 小  | 3・4年 | ○   | 35人以下学級(学校長の判断により少人数授業との選択)  |
|      | 中  | 1年   |     |  |

平成30年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種  | 学年   | 選択制 | 概要  |
|------|-----|------|-----|---|
| 福井県  | 小   | 3・4年 | ○   | 35人以下学級   |
|      |     | 5・6年 |     | 36人以下学級   |
|      | 中   | 1年   |     | 30人以下学級   |
|      |     | 2・3年 |     | 32人以下学級   |
| 山梨県  | 小   | 1年   | ○   | 学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)        |
|      |     | 2年   |     | 学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)        |
|      |     | 3～6年 |     | 学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)        |
|      | 中   | 1～3年 |     | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)        |
| 長野県  | 小   | 3～6年 |     | 35人以下学級   |
|      | 中   | 全学年  |     | 35人以下学級   |
| 岐阜県  | 小   | 3年   |     | 35人以下学級   |
|      | 中   | 1年   |     | 35人以下学級   |
| 静岡県  | 小   | 3～6年 | ○   | 35人以下学級 学校が少人数指導を選択することも可能                              |
|      | 中   | 全学年  | ○   | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校が少人数指導を選択することも可能            |
| 愛知県  | 中   | 1年   |     | 35人以下学級   |
| 三重県  | 小   | 1年   | ○   | 30人以下学級下限25人  |
|      |     | 2年   |     | 30人以下学級下限25人、ただし、学年1～2学級の36人以上学級は解消                     |
|      | 中   | 1年   |     | 35人以下学級下限25人  |
| 滋賀県  | 小   | 3年   | ○   | 35人以下学級   |
|      |     | 4～6年 |     | 児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導または35人以下学級を選択                       |
|      | 中   | 1年   |     | 35人以下学級   |
|      |     | 2・3年 |     | 生徒の実態や教育課題を考慮し、少人数指導または35人以下学級を選択                       |
| 京都府  | 小   | 3～6年 | ○   | 30人程度の学級編制が可能となる定数を措置                                   |
|      | 中   | 全学年  |     | 35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置                               |
| 大阪府  |     |      |     |   |
| 兵庫県  | 小   | 3・4年 | ○   | 研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)                            |
| 奈良県  | 小・中 | 全学年  | ○   | 30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施(市町村教委からの要望)                |
| 和歌山県 | 小   | 3～6年 |     | 研究指定校において35人以下学級。但し、学年2学級以下の場合は38人以下学級                  |
|      | 中   | 全学年  |     | 研究指定校において35人以下学級  |
| 鳥取県  | 小   | 1・2年 |     | 30人以下学級   |
|      |     | 3～6年 |     | 35人以下学級   |
|      | 中   | 1年   |     | 33人以下学級   |
|      |     | 2・3年 |     | 35人以下学級   |
| 島根県  | 小   | 1・2年 | ○   | 1学級当たり児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)                 |
|      |     | 3～6年 |     | 1学級当たり児童数が35人を超える学校で35人以下学級                             |
|      | 中   | 全学年  |     | 1学級当たり生徒数が35人を超える学校で35人以下学級                             |
| 岡山県  | 小   | 3～6年 | ○   | 研究指定校で35人以下学級(市町村教委からの要望)                               |
|      | 中   | 全学年  |     | 研究指定校で35人以下学級(市町村教委からの要望)                               |
| 広島県  |     |      |     |   |
| 山口県  | 小   | 1年   |     | 学年4学級以上・1学級当たりの児童数が30人を超える学校のうち、特に必要があると認められる学校で30人以下学級 |
|      |     | 3～6年 |     | 35人以下学級   |
| 中    | 全学年 |      |     |   |
| 徳島県  | 小   | 3～6年 |     | 35人以下学級   |
|      |     | 1年   |     | 研究指定校で35人以下学級   |
|      | 中   | 2・3年 |     |   |

平成30年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名 | 校種 | 学年   | 選択制                                  | 概要  |
|------|----|------|--------------------------------------|---|
| 香川県  | 小  | 3・4年 |                                      | 35人以下学級   |
|      | 中  | 1年   |                                      |   |
|      | 小  | 5・6年 |                                      | 1学級平均35人を超える学校で35人以下学級（市町教委からの要望）                         |
|      | 中  | 2・3年 |                                      |   |
| 愛媛県  | 小  | 3・4年 | 35人以下学級                              |   |
|      |    | 5・6年 | 児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級 |   |
|      | 中  | 全学年  | 生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級 |   |
| 高知県  | 小  | 1～4年 |                                      | 少人数学級を実施（小1・2は30人以下学級、小3・4は35人以下学級、中1は30人以下学級、市町村教委からの要望） |
|      | 中  | 1年   |                                      |   |
| 福岡県  | 小  | 3～6年 |                                      | 研究指定校において35人以下学級（市町村教委からの要望）                              |
|      | 中  | 全学年  |                                      |   |
| 佐賀県  | 中  | 1年   | ○                                    | 35人以下学級又はT・Tを市町教委が選択                                      |
| 長崎県  | 小  | 1年   | ○                                    | 30人以下学級（教室不足等により実施できない場合を除く）                              |
|      |    | 6年   |                                      |   |
|      | 中  | 1年   |                                      | 35人以下学級（教室不足等により実施できない場合を除く）                              |
| 熊本県  |    |      |                                      |   |
| 大分県  | 小  | 1年   |                                      | 30人以下学級（18人下限）  |
|      |    | 2年   |                                      |   |
|      | 中  | 1年   |                                      | 30人以下学級（20人下限）  |
| 宮崎県  | 小  | 1・2年 |                                      | 学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級                                |
|      | 中  | 1年   |                                      | 35人以下学級   |
| 鹿児島県 | 小  | 1・2年 |                                      | 学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級                                |
|      | 中  | 1年   |                                      | 生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級                 |
| 沖縄県  | 小  | 1・2年 |                                      | 研究指定校において30人以下学級（下限25人）                                   |
|      |    | 3～6年 |                                      | 研究指定校において35人以下学級  |
|      | 中  | 1年   |                                      | 研究指定校において35人以下学級  |

平成30年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

| 自治体名  | 校種 | 学年   | 選択制 | 概要  |
|-------|----|------|-----|---|
| 札幌市   | 中  | 1年   |     | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級                                  |
| 仙台市   | 中  | 1・2年 |     | 35人以下学級   |
| さいたま市 | 中  | 1年   |     | 生徒数38人を超える学級を有する学校のうち研究指定校において38人以下学級                                 |
| 千葉市   | 小  | 3・4年 | ○   | 35人以下学級   |
|       |    | 5・6年 | ○   | 38人以下学級   |
|       | 中  | 全学年  | ○   | 38人以下学級   |
| 川崎市   | 小  | 3～6年 | ○   | 研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象)                                    |
|       | 中  | 全学年  |     |   |
| 横浜市   | 小  | 3～6年 | ○   | 研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象)                                    |
|       | 中  | 全学年  |     |   |
| 相模原市  | 小  | 3～6年 | ○   | 研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象)                                    |
|       | 中  | 全学年  |     |   |
| 新潟市   | 小  | 1・2年 |     | 32人以下学級   |
|       |    | 3・4年 |     | 32人以下学級(1学級の人数の下限を23人に設定)   |
|       |    | 5・6年 |     | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)   |
|       | 中  | 全学年  |     | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)   |
| 静岡市   | 小  | 3～6年 | ○   | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校が少人数指導を選択することも可能                          |
|       | 中  | 全学年  | ○   | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校が少人数指導を選択することも可能                          |
| 浜松市   | 小  | 1・2年 | ○   | 30人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校の実情に応じて少人数指導の実施もある。                       |
|       |    | 3～6年 |     | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校が少人数指導を選択することも可能                          |
|       | 中  | 全学年  |     | 35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定) 学校が少人数指導を選択することも可能                          |
| 名古屋市  | 小  | 1・2年 |     | 30人以下学級   |
|       | 中  | 1年   |     | 35人以下学級   |
| 京都市   | 小  | 3～6年 |     | 30人程度の学級編制が可能となる定数を措置   |
|       |    | 3年   |     | 30人以下学級   |
|       | 中  | 全学年  |     | 35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置   |
| 大阪市   |    |      |     |   |
| 堺市    | 小  | 3～6年 | ○   | 1学級の平均児童数が38人を超える学年で、38人以下学級または少人数指導を学校長が選択                           |
| 神戸市   | 小  | 3・4年 | ○   | 研究指定校において35人以下学級  |
| 岡山市   | 小  | 3～6年 | ○   | 研究指定校で35人以下学級   |
|       | 中  | 全学年  | ○   | 研究指定校で35人以下学級   |
| 広島市   | 小  | 3～6年 | ○   | 学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級、該当学年において少人数指導を希望できるが、決定は教育委員会が行う |
|       | 中  | 1年   |     | 学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級、該当学年において少人数指導を希望できるが、決定は教育委員会が行う |
| 北九州市  | 小  | 3年   | ○   | 35人以下学級   |
|       |    | 中    |     |   |
|       | 中  | 4～6年 |     | 35人以下学級   |
|       |    | 2・3年 |     |   |
| 福岡市   | 小  | 3・4年 | ○   | 35人以下学級   |
|       | 中  | 1年   |     |   |
| 熊本市   | 小  | 3・4年 |     | 35人以下学級   |
|       | 中  | 1年   |     | 35人以下学級   |

注1)「選択制」欄は、市町村の判断で、少人数学級又は少人数指導等の選択的な実施を認めている都道府県。

注2)「研究指定校」における実施は、国の加配定数を活用して少人数学級を実施している場合のうち、一部の学校を対象として実施している場合。



## 平成30年度 少人数学級（研究指定校）の取組概要

### ■ 少人数学級によるメリット

|             |  |
|-------------|--|
| 小<br>学<br>校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少人数となることにより、集団の把握と個に応じたよりきめ細やかな指導にあたることができた。保護者からも、昨年度のような学習に関する相談は減り、児童指導上のトラブルもほとんどなかった。特別支援級の当該学年の保護者からは、感謝の声が多かった。</li> <li>● 行事等を含めた学年の活動の幅が広がった。同時に、担任数も増えることから、多様な意見を交わしながら協力して学年経営を行うことができた。</li> <li>● 多動傾向の強い児童、家庭に課題のある児童、学力不振の児童、日本語指導の必要な児童等、様々な教育的ニーズのある児童が多く存在する。学習面のみならず、生活面・交友関係等学校生活全体に支援が必要であり、少人数学級実施によって効果を挙げている。</li> <li>● 人数が少ないからこそどの子にも活躍の場を作ることができ、自己肯定感や自己有用感の育成にもつながった。</li> </ul> |
| 中<br>学<br>校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個人の学習進度等に応じた指導が可能となった。</li> <li>● みとりがしやすくテストの採点や評価などの時間を要する部分への負担がすくなく教員にゆとりが生まれ穏やかに生徒と接することができている。</li> <li>● 基本的な生活習慣が身につけていない生徒や家庭環境に課題のある生徒に対しては時間をかけて話をすることができ、保護者に対しても家庭訪問などを含めて丁寧に対応できた。</li> </ul>  |

### ■ 少人数学級によるデメリット

|             |   |
|-------------|---|
| 小<br>学<br>校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人差が出やすい教科においては、少人数学級にしても課題は残る。</li> <li>● 人数が少ないため、仲の良い子が全員他の学級になり、年度当初は困惑している児童もいた。</li> </ul> |
| 中<br>学<br>校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 合唱コンクールで人数の少なさ故、迫力を欠いた。体育祭でも応援合戦等、盛り上がり欠けた。</li> <li>● 一部の職員の持ち時間数の増加による負担増が感じられた。</li> </ul>    |

## 平成30年度 少人数指導等（指導方法工夫改善）の取組概要

## ■ 少人数指導等によるメリット

|     |   |
|-----|---|
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● よりきめ細やかに指導を行い、個人差のある基礎学力を底上げすることができた。また、少人数であることで、自分の考えを友達と伝えあい、考えを深めたり広げたりすることが有効となった。</li> <li>● 少人数指導により、「できた」「わかった」と児童が実感する機会が増えたことが、学習意欲の向上に繋がり、他の教科の学習でも自信をもって前向きに取り組む姿が見られるようになった。</li> <li>● 加配教員が意欲や関心を引き出す教材を作成することで、教員の教材研究の幅も広がった。子ども同士で共同して答えを導き出すように学習形態を工夫したり、ワークシートやノート指導を行ったりしながら、子どもの学習過程や理解度を見届ける加配教員の存在は大きい。</li> <li>● 学習のグループ編制を單元ごとに工夫して、多様な形態をとることができ、その單元、その児童に適した指導ができた。このことが、算数に苦手意識を持った児童や理解が深まらない児童の全体的な興味や集中力を高めることにつながり、学習効果も上がったと感じている。</li> <li>● T1、T2の入れ替えをして指導できたことで、教材研究の時間を確保でき授業力向上にも繋がった。</li> <li>● 児童支援の面でも、担任とは違った立場で寄り添い、心のケアをしていくことで、不登校傾向の児童に改善兆候が見られたりと、チームとして児童を見守り、支援していく体制作りにも繋がった。</li> </ul> |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少人数やT・Tを行うことで、一人一人に対してきめ細やかな対応、指導ができる時間を多く確保することができた。生徒一人一人に目が行き届き、学習のつまづきの発見や個人の学習進度等に応じた指導が可能となった。</li> <li>● 理解度に応じた適切な指導ができるようになり、「できた」という成功体験を多くさせることができるようになった。</li> </ul>   |

## ■ 少人数指導等によるデメリット

|     |   |
|-----|---|
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2分割するという事は、そのたびに教室移動の時間がかかる。教室配置など、無駄になる時間を減らす工夫が必要だった。</li> <li>● 担任との打ち合わせの時間がなかなか取れなかった。</li> </ul>                                 |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● T・Tの授業は生徒一人一人の習熟度やつまづき箇所を観察しやすいが、指導教員の力量によっては効果が低くなることもあり、教員の指導力向上が必要。</li> <li>● T・Tの担当者同士の打合せ時間がとりにくいため、時間外の打合せが多くなってしまう。</li> </ul> |

令和 2 年 度

国の予算編成に対する要請書

令和元年 6 月

川 崎 市

# 教職員定数の改善等について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

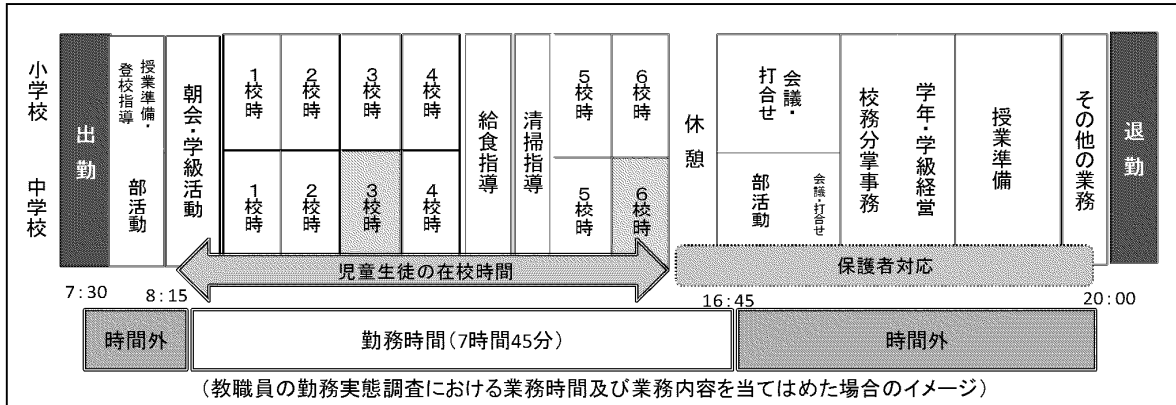
- 1 学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進することで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、35人以下学級の推進や小学校の専科指導の充実など、義務標準法の改正による定数改善を実施すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

## ■ 要請の背景

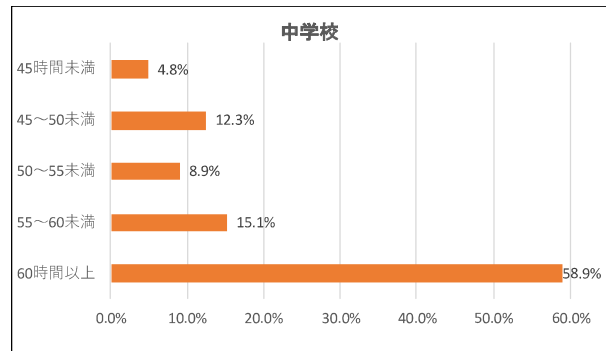
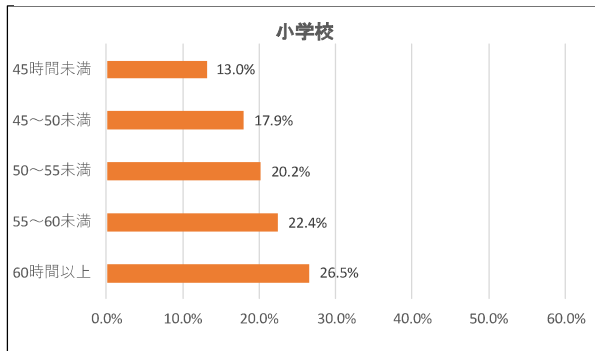
- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒の増加など、さまざまな教育課題への対応が求められています。また、教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数等を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、児童が抱える諸問題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

## ■ 現状

【教諭の1日の業務の流れ（例示）】※勤務時間 8：15～16：45



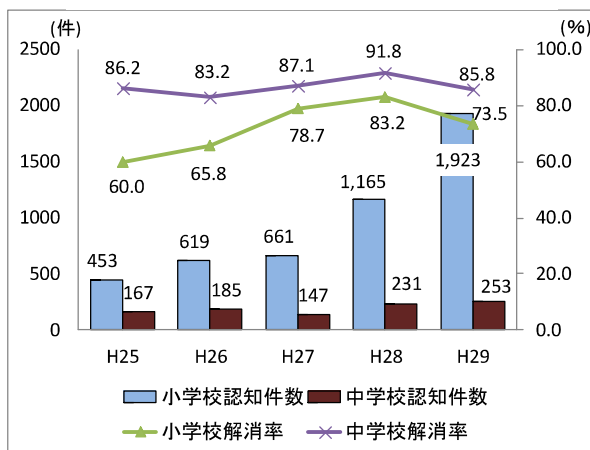
【1週間当たりの学内総勤務時間の分布（教諭）】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



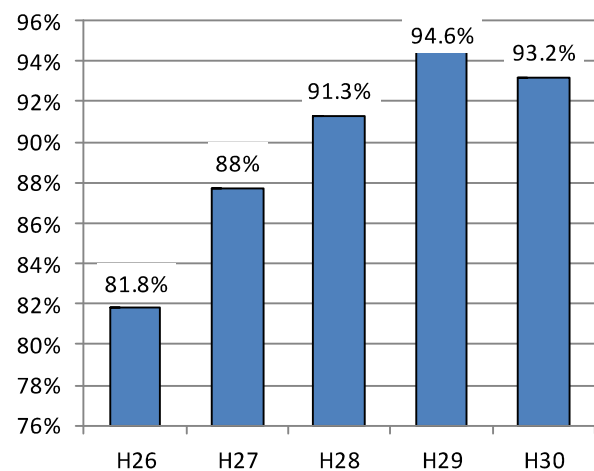
## ■ 効果等

- 教員が心身ともに健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備し、子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、学校教育の充実が図られる。
- 児童支援コーディネーターを専任化することで、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、校内支援体制が構築され、支援の必要な児童の課題改善率も上昇傾向にあります。

【いじめ認知件数及び解消率】



【支援の必要な児童の課題改善率】



この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

# 要 望 書

平成 3 0 年 7 月

指定都市教育委員会協議会

# 1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

## (1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が開けるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

## (2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。小学校第2学年での35人学級の法制化に向けた検討という動きはあるものの、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第19号）附則第2項の規定に基づき、小学校第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準の改定を順次進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から通常学級において、特別支援学級の児童・生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童・生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当基準の明確化及び定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実及びいじめ・不登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決に資するための、児童生徒の指導を専任する教員の各学校1名の加配定数の確保

- ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保
- エ 小学校英語の教科化及び外国語教育の充実にむけた小学校英語専科教員の加配定数の拡充及び定数措置基準（24コマで1人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和
- オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充
- カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校1名の加配定数の確保
- キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善
- ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（本来の基準である初任者4名につき指導教員1名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員のより一層の定数改善
- ケ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わる教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数の確保
- コ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- サ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるようにするための定数措置の一層の充実
- シ 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当基準の改善



ス 大量退職・大量採用が続く中、出産休暇・育児休業取得者（育児短時間勤務者含む）や介護への配慮が必要な教職員や再任用教職員が増加傾向であることを踏まえた、働きやすい環境づくりを進めるための定数の改善。特に、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも国庫負担の対象とすること。

セ 夜間中学における教職員定数の確保

### （３）教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

教職調整額の見直しにあたっては、実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件の緩和

ウ 給料月額の改善

### （４）県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

平成 29 年 4 月から県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたところである。

移譲に伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の

整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

外国人児童生徒等の学校・社会への適応を促進し、その能力・特性を保持・伸長するための実情に応じるためにも、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。また、教員研修の充実も図られたい。

また、外国人児童生徒等に対する日本語指導を一層充実させるため、地域の実情に応じ、必要とされる補助教員、学習支援員等の配置について適切な財政措置を講じられたい。

さらに、日本語や日本の文化が十分に理解できていない外国人児童生徒等には、日本の学校生活への不適合や進路面での困難などが生じることから、外国の言語や文化的な背景を理解できる専門家を養成する仕組みの構築を図られたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、国庫補助率の嵩上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置に係る経費についても補助対象となるよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

平成 31 年 度  
国の施策及び予算に関する提案

平成 30 年 7 月

指 定 都 市

## 8 学校・幼稚園における働き方改革の推進

学校・幼稚園における働き方改革を推進するため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、配置の拡大や補助基準額の引上げ、補助要件の緩和など、より一層の財政措置を講ずること。

また、更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。

学校・幼稚園が抱える課題がより複雑・困難化する中で、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな教育活動を進めるためには、学校・幼稚園における働き方改革を推進する必要がある。

そのため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、外国語指導助手等の人的配置など教員の負担軽減のための施策について、都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げや、人材派遣を活用した事業等を補助対象に加えるなど、より一層の財政措置を講ずべきである。

また、少人数指導や小学校高学年での専科指導の充実及び加配教員の要件緩和など更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けるべきである。

